

北鶴橋小学校跡地活用プロジェクトチーム設置要綱

(目的)

第1条 北鶴橋小学校跡地の活用を推進するため、各区局間の情報共有を図るとともに、課題の検討や解決に向けた取組を連携して行うことを目的として、北鶴橋小学校跡地活用プロジェクトチーム（以下「北鶴橋小跡地PT」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 北鶴橋小跡地PTは、次に掲げる事務を所管する。

- (1) 北鶴橋小学校跡地活用にかかる課題の検討、および解決に向けた取組に関すること。
- (2) その他必要な事項

(組織)

第3条 北鶴橋小跡地PTは、リーダー、サブリーダー、コア会議メンバー及びプロジェクトメンバーで構成する。

- 2 リーダーは、生野区長をもって充て、前条各号に掲げる事務を総括する。
- 3 サブリーダーは、生野区副区長をもって充て、前条各号に掲げる事務に関し、リーダーを補佐する。
- 4 リーダーに事故があるときは、サブリーダーがその職務を代理する。
- 5 コア会議メンバーは、別表1に掲げる職にある者をもって充て、前条各号に掲げる事務に関し、実務を監理する。
- 6 プロジェクトメンバーは、別表2に掲げる職にある者をもって充て、前条各号に掲げる事務に関し、実務を担当する。

(会議)

第4条 北鶴橋小跡地PTに、コア会議及びプロジェクトメンバー会議を置く。

(コア会議)

第5条 コア会議は、リーダーが招集する。

- 2 前項の会議において、リーダーは各事案について意見の整理・調整を行うとともに、内容の精査・検討を求めることができる。
- 3 リーダーは、必要があると認めるときは、第1項の会議の議事に関係のある職員の出席を求めることができる。
- 4 リーダーは、専門的知識を得るため、第1項及び次条の会議に外部の有識者を招へいすることができる。

(プロジェクトメンバー会議)

第6条 プロジェクトメンバー会議は、サブリーダーが招集する。

- 2 前項の会議に幹事を置く。
- 3 幹事は、生野区役所まちづくり推進担当課長をもって充てる。
- 4 第1項の会議において、幹事は各事案に対する意見の整理・調整を行う。
- 5 サブリーダーは、必要があると認めるときは、第1項の会議の議事に関係のある職員の出席を求めることができる。
- 6 各事案に対する意見の整理・調整をより詳細に行うため、第1項の会議内に作業部会を置くことができる。

(期間)

第7条 北鶴橋小跡地PTの設置期間は、北鶴橋小学校跡地活用の方向性に沿った取組の実施期間を基本とする。

(庶務)

第8条 北鶴橋小跡地PTの庶務は、生野区役所地域まちづくり課において行う。

附則

この要綱は、令和7年6月9日から施行する。

(別表1)

コア会議メンバー

生野区役所	区長（リーダー）
	副区長（サブリーダー）
契約管財局	管財部長 用地部長
計画調整局	開発調整部長
都市整備局	市街地整備部長 事業推進担当部長
建設局	企画部長
教育委員会事務局	学校環境整備担当部長

(別表2)

プロジェクトメンバー

生野区役所	まちづくり推進担当課長
契約管財局	管財部 管財課長 連絡調査課長 用地部 審査課長 用地課長
計画調整局	開発調整部 地域開発担当課長
都市整備局	市街地整備部 まちづくり企画担当課長 住環境整備課長
建設局	企画部 方面調整課長
教育委員会事務局	総務部 施設整備課長